# 障害福祉サービス及び障害児通所支援の不正の防止等に関する
# 指定都市市長会要請

近年、発達に不安のある子どもたちへの支援ニーズの高まりを背景として、障害児通所支援事業所数が全国的に増加傾向にあるが、これに伴って、障害児通所給付費等の不正請求や、不適切な運営を行う事業者の増加も懸念されている。

こうした中、指定都市においては、事業者指導や監査等を強化し、是正に取り組んでいるが、現行制度においては、制度の実効性を確保する上で複数の課題や制約が存在しており、それだけでは十分に抑止することが困難な状況にあることから、制度の信頼性確保及び利用者保護の観点から、実効性のある抑止策となるよう、制度の見直しが求められる。

具体的な課題としては、まず、指導監査に係る情報公表の取扱いがある。是正勧告や命令等を行った場合の取扱いは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）及び児童福祉法で一定示されているものの、是正勧告における公表の判断基準が示されておらず、それ以外の事案に係る公表の考え方等についても明確ではないため、地方自治体ごとの判断に委ねられており、訴訟リスク等も鑑みると、公表まで踏み込むことが難しい状況にある。

また、事業所の「指定基準」における定員遵守の考え方と「報酬基準」における定員超過利用に関する減算措置の考え方について、必ずしも整合性が図られてはおらず、適正なサービス提供や不適切な運営の抑制、不正請求の防止といった観点で、課題がある。

さらに、事業所の「廃止」についても、現行制度においては、「届出制」とされているが、不利益処分に向けた準備や手続の途上において、「廃止届」が提出されてしまうことで、処分が困難となる実情があり、不利益処分や不正請求額の返還を免れることを防止する上での課題となっている。

加えて、事業所の「欠格事由」についても、総合支援法及び児童福祉法、並びに各施行規則において、指定取消処分を受けた者と密接に関係するもの等を指定できない旨が規定されているが、その要件の１つである「株式、議決権及び資本金以外での事業の実質的支配力」に関する判断基準等が明確でないため、指定取消処分を受けた法人の代表者等が、別法人を介して実質的に事業運営に関与することを十分に抑止できず、「欠格事由」の実効性を確保することが難しい状況である。

また、欠格事由の適用に当たり考慮される「役員等の不正行為等」について、直接的な指示や関与を裏付ける客観的な証拠が十分に確認できない場合、当該役員等の組織的関与を認定することが難しく、「欠格事由」に該当しないと判断せざるを得ない事例が生じている。

さらに、「サービス管理責任者」、「サービス提供責任者」及び「児童発達支援管理責任者」について、事業者指定に当たり、専門資格、研修履歴、実務経験等を確認するための書類提出を求めている中、近年、証拠書類の偽造や名義貸し等が散見されるが、当該職務に従事する者が自ら不正な行為を行った場合であっても、本人に対して必要な措置を講ずる仕組みが十分ではないため、不適切な事案の発生を抑止する上で、課題となっている。また、指定審査や指導監査の際、こうした者たちの資格取得状況や実務経験の事実確認を行うため、関係団体等への照会が必要となる場合もあるが、これも各地方自治体の事務負担となっている。

加えて、事業者に対する行政処分等に係る情報について、国や都道府県を通じて、各市町

村へ通知されるが、情報を一元的に管理し、速やかに共有できる仕組みではないため、地方自治体間における情報共有をはじめ、同一法人が運営する事業所に対する指導・監査・不利益処分の必要性の判断、連座制が適用される事業所の把握等に当たり、即時性が担保されていない。

また、不正請求に係る返還金について、法人の代表等の「個人」に対して請求を行うことはできず、法人の資金・資産不足や法人の解散等に加えて、事業所の廃止に伴う収入減少による法人の資力の低下などにより、回収が困難となる場合があるが、障害福祉サービスや障害児通所支援に係る給付費を支出した地方自治体は、回収できない部分についても、国庫負担金等の返還を求められることから、結果として、地方自治体が多額の財政負担を負わざるを得ない状況が生じている。

こうした制度上の課題や制約が解決されなければ、これを悪用して不正を行う事業者、行政処分や不正請求に係る返還金の返還を免れる事業者等が一層増え、不正行為に対する抑止力の低下を招き、ひいては、障害福祉サービスや障害児通所支援に係る制度に対する市民の信用失墜や市民負担の増大にもつながりかねない。

ついては、こうした課題や制約について、国と地方自治体が協議・連携しながら解消し、悪質な事業者の参入抑止や不正の未然防止、不利益処分から免れること等を防ぎ、安心してサービスを利用できる環境の確保及び公費の適正執行の実現に向け、下記のとおり要請する。

記

1　行政処分を行った場合だけでなく、不適切な運営等を行っている事業所や法人等に対する指導監査等を行った場合についても、地方自治体が、その結果に係る情報を適切かつ積極的に公表することができるよう、公表できる場合の条件や基準、公表すべき内容、標準例等を明確にするなど、制度の見直しを図ること。

2　「指定基準」や「報酬基準」における定員超過や減算規定の不整合を是正するため、下記の２点について対応すること。

（1）「指定基準」における定員超過が認められる「やむを得ない事情」について、判断基準や標準例をより明確にすること。

（2）「報酬基準」における定員超過利用に係る取扱いについては、定員超過を認める場合を「やむを得ない事情」がある場合に限定するなど、基準の厳格化を図ること。

3　不利益処分や不正請求額の返還を免れることを防止し、「欠格事由」の実効性を確保するため、下記の４点について対応すること。

（1）悪質な事案に対し、不利益処分前に提出された廃止届の効力停止措置や事業所廃止後も遡及して指定取消処分相当扱いとすること等を可能にすること。

（2）指定取消処分や悪質な不正請求により、「欠格事由」に該当することになった法人の代表者等が、不利益処分前に廃止届を提出した後、別名義の法人等において、実質的に事

業運営に関与することを防ぐため、総合支援法及び児童福祉法の各施行規則における「株式、議決権及び資本金以外での事業の実質的支配力」の判断基準等を明確に示すこと。

（３）指定取消処分を受けた法人の役員等について、「欠格事由」の規定を厳格に適用できるようにすること。

（４）「サービス管理責任者」、「サービス提供責任者」及び「児童発達支援管理責任者」について、自ら不正な行為を行い、又はこれに関与した場合には、その責任の程度に応じて、一定期間、当該職務への従事を制限する等の実効性のある措置を講ずることができるよう、必要な制度を整備すること。

４　地方自治体の調査権限の強化や負担軽減を図り、虚偽の申請等に対する監査や指定取消処分等を円滑かつ効果的に実施できるようにするため、「指定基準」や「報酬基準」上、必要となる専門資格、研修履歴、実務経験等の情報を管理・保有する団体等に対する、必要な情報照会等について、迅速かつ容易に照会できるような制度とすること。

５　事業者に対する指導監査・行政処分の実施、連座制の適用に係る判断の迅速化等を図るため、国や都道府県から通知される処分等に関する情報について、地方自治体間における円滑かつ速やかな情報共有が可能となるよう、一元的な管理・情報共有を行うことができる仕組みを構築すること。

６　不正請求額に係る返還金について、強制徴収等、あらゆる手段を講じても、回収できない部分については、国や都道府県に対する返還を免除すること。

７　国が定める頻度で、適切な運営指導や指導後の監査を着実に実施できるよう、必要な技術的支援や財政措置を講じること。

**令和　年　月　日**
**指定都市市長会**